

史跡高松城跡玉藻公園開園70周年記念事業業務委託
提案公募要領

令和7年4月

高松市創造都市推進局

文化・観光・スポーツ部 観光交流課

1 提案公募の目的

史跡高松城跡玉藻公園（以下、「玉藻公園」）は、瀬戸内海の海水をお堀に引き込んだ日本三大水城として知られています。園内には国の重要文化財に指定される良櫓、月見櫓、水手御門、渡櫓、披雲閣があります。さらに、披雲閣の庭園は国の名勝に指定されています。また、春には桜見物や植木市、秋には菊花展など、多彩な催しが開催され、高松市の有名な観光スポットの一つとなっています。

令和7年度には玉藻公園開園70周年を迎えるため、観光客の集客、教育の普及および伝統文化の伝承を目的とした記念イベントを実施します。さらに、照明演出による夜間観光の魅力向上により、夜間の玉藻公園への観光誘客を促進し、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を目的としています。

委託事業の受託者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

史跡高松城跡玉藻開園70周年記念事業

(2) 業務内容

別添「史跡高松城跡玉藻開園70周年記念事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

(4) 事業規模額

8,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、この金額は見積時の予定価格を示すものではありません。

また、この金額は、仕様書「業務内容」を含む金額であり、見積書の内訳でその金額がわかるように記入し、企画提案を行ってください。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

4 委託業者選定までのスケジュール（一部、予定を含む。）

- (1) 提案公募関連資料の配布期間
令和7年4月18日（金）から
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和7年4月30日（水）正午まで
- (3) 提案公募に関する質問期限
令和7年4月30日（水）正午まで
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和7年5月21日（水）午後5時まで
- (5) 審査（ヒアリング）
令和7年5月29日（木）（予定、別途通知あり）
- (6) 審査結果通知
令和7年6月中旬（予定）

5 提案公募関係資料の配布

本提案公募に参加する方には、以下の資料をお渡しします。

- ① 提案公募要領
- ② 仕様書
- ③ 申請関係様式
 - a 参加表明書（様式第1号）
 - b 会社概要書（様式第2号）
 - c 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
 - d 業務責任者予定者経歴書（様式第4号）
 - e 辞退届（様式第5号）
 - f 質問及び回答書（様式第6号）
 - g 見積書（様式第7号）

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本提案公募要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
- ④ 業務責任者予定者経歴書（様式第4号）

(2) 提出部数

(1)の①～④を各1部

(3) 提出方法

電子メールにより、「6(5) 提出場所」に提出してください。

なお、電子メールの件名は以下のものとします。

「【玉藻公園開園70周年記念事業】参加表明（事業者名）」

(4) 提出期限

令和7年4月30日（水）正午までとします。

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※提出期限までに到着したものに限り受理します。

(5) 提出場所

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課

kankou@city.takamatsu.lg.jp（担当：今岡、内海）

(6) 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間及び方法

本提案公募要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和7年4月30日（水）正午までに、質問及び回答書（様式第6号）に質問事項等を記載の上、「6(5) 提出場所」に提出してください。

なお、電子メールの件名は、以下のものとします。

「【玉藻公園開園70周年記念事業】質問（事業者名）」

(2) 質問内容

質問の内容は、本提案公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ります。

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、問い合わせた事業者名を伏せて、すべての参加表明書提出者に電子メールで回答します。回答は、令和7年5月14日（水）まで随時行う予定です。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けないほか、次に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行いません。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者が提案しようとする内容の是非を問うもの
- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案参加者は、次に掲げる書類を提出してください。

① 企画提案書

a 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、審査項目に留意し、企画性、専門性のある企画提案を示してください。

b 書式等

- ・用紙サイズ：A4判（一部、A3判片袖折りも可）
- ・文字サイズ：原則11ポイント以上（フォントは任意）
- ・刷色：不問

c 留意事項

- ・全体で20ページ以内（表紙、目次は含めない。）に収めてください。
- ・記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）としてください。
- ・「a 提案内容」に記載の項目全てについて記載してください。
- ・記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性があります。

・提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。

② 見積書（様式第8号）

a 書式及び内容

書式は、見積書（様式第7号）により提出してください。また、内訳書（様式は任意）を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにしてください。

b 留意事項

- ・見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
- ・金額の訂正は認めません。

(2) 提出部数

- ① 企画提案書 8部
- ② 見積書 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により、「6(5) 提出場所」に提出してください。また、(2) ①のみ別途 PDF データを電子メールで提出してください。

なお、電子メールの件名は、以下のものとします。

「【玉藻公園開園70周年記念事業】企画提案書（事業者名）」

(4) 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(5) 提出場所

「6(5) 提出場所」と同様

9 電子メールでの提出について

送付メールの容量（本文含む）が5MGを超える場合、先立って電子メールにて連絡をしてください。指定の送付システムを案内いたします。

10 審査（ヒアリング）

審査（ヒアリング）は、「審査選定基準」に基づき、提出された企画提案内容について、審査・採

点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案書を提案評価第1位に選定します。

また、ヒアリングについては、対面（オンライン会議含む）により実施し、その審査は非公開とします。

なお、当日は企画提案書の内容に沿って進行するため、それ以外の内容の説明は御遠慮ください。

(1) 実施時期

令和7年5月29日（木）（予定）

日程、実施方法、会場等の詳細については、別途通知します。

(2) 所要時間

1事業者当たり25分（企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約10分）

(3) 説明者

配置予定の業務責任者（3名まで）

1.1 事業者の選定

(1) 結果の通知

選定終了後、企画提案書の選定結果については、文書により各企画提案者に通知するものとし、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

なお、提案評価第1位に選定された事業者であっても、契約手が完了するまでは、本市との契約関係は生じません。

(2) 結果の公開

提案評価第1位に選定された事業者は、高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課ホームページに、事業者名を公開します。

(3) 次点繰上げ

提案評価第1位に選定された事業者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は事故等の特別な事由により契約締結が不可能となったときは、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて選定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。

(4) 参加者が1者のみの場合

参加者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

1.2 契約

(1) 契約内容

企画提案公募時の仕様書の内容を逸脱しない範囲で、提案が選定された者と協議を行い、最終的な業務内容を整理した仕様書を作成し、契約を締結します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要します。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払います。

1.3 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

1.4 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

1.5 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

1.6 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局

コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/ko-hyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html

17 決定の取消し等

(1) 事業委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業委託を取り消し、又は変更することができます。

- ① 受託者が事業委託の内容に違反したとき。
- ② 受託者が「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。

(2) 損害賠償

- ① 受託者は、その責めに帰する理由により、事業委託物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。ただし、事業委託物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- ② ①に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。
- ③ 受託者は、事業場所の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償することとします。

(3) 事業委託の取消しによる損失の取扱い

上記第17(1)の規定により事業委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じても、市はその損失を補償しません。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととします。

18 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担となります。
- (2) 参加者が、「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき又は参加表明書や提出物に虚偽の記載を行ったとき若しくは審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- (3) 参加表明書及び提出物は返却しません。
- (4) 書類の著作権は企画提案者に帰属し、提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案参加者の選定及び企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (5) 提出された企画提案書のうち、選定された企画提案書は、選定後一定の期間、評価結果とともに公開することがあります。
参加者が非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載してください。
ただし、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではありません。
- (6) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表又は使用することはできません。